徳島県立鳥居龍蔵記念博物館研究報告
Bull.Tokushima Pref. Torii Ryuzo Memorial Mus.
No. 3：99-107, March 2017

【資料紹介】

鳥居龍蔵の小学校在学歴に関する資料と検討
― 履歴書・回顧文・卒業証書 ―

長谷川賢二

はじめに

鳥居龍蔵は2年生のときに小学校を中途退学し，自学自習によって人類学の基礎的素養を体得したといわれている。これは本人が自叙伝『ある老学徒の手記』（以下『手記』とする）（鳥居　2013［1953］）に記していることであり，年譜や伝記等で必ず触れられてもいる。(1)

しかし，徳島県立鳥居龍蔵記念博物館（以下「当館」とする）に収蔵されている鳥居の小学校在学歴に関係する資料を通覧すると，小学2年生中途退学は正しい事実なのか疑問視される。この件に関する資料の多くは，すでに開館準備段階において，当時の大原賢二館長を中心とする職員によって確認しており，情報の一部については常設展示室内の年譜でも提示したものがある(2)が，詳細を公表するには至っていなかった。

また，2015年度，開館5周年記念企画展「鳥居龍蔵 ― 世界に広がる知の遺産 ―」（会期：2016年1月23日～2月28日）の開催準備の過程で，新たに年紀入りの自筆履歴書が発見されたことから，既知の資料と一括して検討し，その内容を公表する必要性を感じたが，企画展では簡易な紹介に留まらざるを得なかった。(3)しかし，基礎作業が不十分なまま，新聞報道により関係資料が過大に評価された嫌いがある。(4)

そうした事情を踏まえ，できるだけ正確に，鳥居の小学校在学歴に関する資料の内容と事実を示すため，本稿を成すことにした。以下では，新出の履歴書について紹介し，資料的な位置づけをみたうえで，そこに記された小学校在学歴について，鳥居自身による回顧文，当館所蔵の卒業証書と照合することで，事実関係をとらえてみたい。その際，鳥居の生きた時代における学校制度の変遷について留意したい。現代のものとは大きく異なっており，変化も激しいからである。

1　新出の自筆履歴書

ここでは，2015年度に発見された，鳥居による自筆履歴書を紹介する（図1）。まず，外見を記す。法量は縦255mm，横347mm。二つ折りのB4判原稿用紙3枚（全6ページ。ただし，2・6ページは白紙）に青インクの万年筆で書かれているが，冒頭の「履歴書」の下部の追筆とみられる「原籍／現住所　麻布区霞町二一／生年月日　明治三年四月四日／鳥居龍蔵」のみ黒インクが使用されている（図1②）。現状では，3枚を重ねて赤色の毛糸で綴じられている。ゼムクリップの錆が付着していることから，もとはクリップ綴じであったものが，後に改綴されたと思われるが，それが鳥居自身によるものであったかどうかは分からない。

次に，作成時期・目的である。末尾に「昭和六年　月　日／上智大学文学部長／文学博士　鳥居龍蔵」とあり，「鳥居」の認印が捺されている（図1④）。1931年（昭和6），上智大学文学部長の地位にかかわって作成されたものであろうか。捺印はあるものの，作成月日が空白であることから，草稿と思われる。提出を予定していた相手方も不明である。

履歴書

履歴書

明治三年四月四日徳島市内町ニ生ル、父ハ新次郎

尋常小学ハ徳島本町小学校ニテ学修シ、高等小学ハ中途ニテ退学、其後ハ専ラ中学教程ヲモ獨修自学ス

今ヨリ十五年一月東京帝國大学理科大学（今日ノ理学部）助手トナル

②

①

昭和三年九月上智大学文学部長トナル

今四年萬國聯盟人類学院委員トナル

今九月東京文化学院評議トナル

以上

右之通ニ相違ナシ

昭和六年　月　日

上智大学文学部長

文学博士　長谷川賢二

今ヨリ十九年六月今理学部講師トナル

大正五年二月朝鮮總督府嘱託ニ任ジラレタル

大正八年六月萬國聯盟人類学院正會員トナル

今十年五月東京文学部教授（今ノ東京大学）ニ論文提出、審査ノ結果、四学位ニヨリ文学博士ノ学位ヲ授ケラル

今七月東京帝國大学助教授ニ任命、從六位ヲ授ケラレ人類学講座担任ヲ命ゼラル

今十一年佛國政府ヨリ学士院章ヲ贈ラル

今十月國学院大学教授トナル

今十三年四月、耶カ考フル所アリ東京帝國大学ヲ退官ス

③

④

図１　自筆履歴書

白紙ページ（①裏，④裏）の写真は省略した。

では，履歴事項について，原文を引用してみよう。

図 1 ②

明治三年四月四日徳島市船場町ニ生ル，父ハ新次郎

尋常小学ハ徳島市寺町小学校ニテ学修シ，高等小学ハ中途ニテ退学，其後ハ専ラ中学校程度トモニ独修自学ス

仝三十五年一月東京帝国大学理科大学（今日ノ理学部）助手トナル

図 1 ③

仝三十九年六月仝理学部講師トナル

大正五年二月朝鮮総督府古蹟調査委員トナル

大正八年六月万国連盟人類学院正会員トナル

仝十年五月東京帝国大学文学部教授会ニ論文提出，審査ノ結果，旧学位ニヨリ文学博士ノ学位ヲ授ケラル

仝七月東京帝国大学助教授ニ任命，従六位ヲ授ケラレ人類学講座担任ヲ命ゼラル

仝十一年仏国政府ヨリ学士院章ヲ贈ラル

仝十月国学院大学教授トナル

仝十三年四月，聊カ考フル所アリ東京帝国大学ヲ退官ス

図 1 ④

昭和三年九月上智大学文学部長トナル

仝四年万国連盟人類学院委員トナル

仝九月東方文化学院評議トナル

以上のとおり記載されており，とくに詳細とはいえない。また，鳥居自身が作成したというものの，年月の記載を中心に錯誤が多いものである。その例として，東京帝国大学の職歴に関する記載について示しておこう。内容を当館所蔵の辞令，国立公文書館所蔵資料[5]に照らしたとき，各事項の年月などに誤りがあることが分かるのである。

(a)　1902 年（明治35）1 月　東京帝国大学理科大学助手就任

実際には 1898 年（明治31）6 月 2 日である。

(b)　1906 年（明治39）6 月　東京帝国大学理学部講師就任

この時期の東京帝国大学はまだ分科大学制をとっており，理科大学の所属である（学部制への転換は 1919 年［大正 8］）。それはさておき，鳥居の講師歴は単純ではない。そもそも帝国大学における講師は，今日の大学における専任講師のように准教授に準ずる職と，非常勤講師などの短時間勤務の職とに区分されるものではなく，必要に応じて嘱託されるものがあるのみで，正規の教官とは教授･助教授･助手を指すものだった[6]。鳥居の場合，講師への嘱託は，海外調査とセットになっており，本務を離れる際の手続きとして行われたのが当初のあり方だった。1905年（明治38）7 月28日に助手を休職して講師及び清国出張を嘱託された。同年11月30日に解嘱され，助手に復職している。また，翌年 5 月 1 日に再び休職し，翌日に講師及び蒙古における人類学事項取調を嘱託されている。1906年（明治40）4 月30日に休職満期となっているが，1908～09年（明治 41 ～ 42）にも蒙古や清国への出張嘱託を受けており，講師嘱託が継続していたものと思われる。以上のような経緯を踏まえると，履歴書には 2 度めの嘱託が記載されたものと思われるが，月が異なっている。

(c)　1921 年（大正10）7 月　東京帝国大学助教授就任

実際には翌年 2 月 7 日である。

これらの例より，履歴書は鳥居の曖昧な記憶に依拠した覚書であり，末尾に「右之通ニ御座候也」と記されている（図1④）ものの，緻密に情報が整理されたとはいえないことが明らかである。それでも，1930年代初頭において，鳥居が自身の履歴をどのように記憶，認識していたか知ることができる資料ということはできるだろうし，その点に最大の意義があるといってもよい。

この資料においてもっとも興味深いのは，すでに触れたとおり小学校歴に関する記載である。先の引用を繰り返すが，「尋常小学ハ徳島市寺町小学校ニテ学修シ，高等小学ハ中途ニテ退学，其後ハ専ラ中学校程度トモニ独修自学ス」とある。これを素直に読めば，尋常小学校の課程を正式に終了したと理解すべきであり，それを鳥居自らが記していることが注目されるのである。なぜなら，小学2年での中途退学という「通説」とは異なっているからである。

ただし，尋常・高等の全課程を終えたといっているわけではないし，中等学校以上の学歴は当然ないことから，研究者として求められるべき正統な学歴を経ずしてアカデミズムに地歩を固めたという，従来から常識化している鳥居の位置づけは何ら変わらない。また，後述するように，鳥居が経験した小学校の制度は，尋常・高等2課程制ではなく，この点においても履歴書は不正確であり，吟味しなければなるまい。ただし，『手記』でも同様に2課程制として記述していることから，彼の認識は一貫していたようである。

それにしても，やはり気にかかるのが「通説」との齟齬である。そこで，『手記』やエッセイにおける鳥居の回顧を確認し，履歴書との対応を見ていきたい。先述のとおり履歴書は正確とはいえないが，どの程度の信憑性があるのかということを探る手がかりにもなるはずである。

2　小学校在学歴をめぐる回顧

鳥居は『手記』に「明治九年，七歳になり，小学校（当時尋常四年，高等四年）に入」り（鳥居　2013［1953］：32），校名は「寺町小学校」であったと記す（鳥居　2013［1953］：38）。同校は鳥居の入学時は「観善小学校」と称したといい，現在の徳島市新町小学校の前身に相当する[(7)]。以後の在籍状況については，次のように記している。なお，退学の伏線であるかのように，学校嫌いであった様子を記した箇所があるが，煩雑になるため省略する。

> 私は郷里徳島にあった時は，尋常小学校を中途で退学し，その後専ら独学で自修してきた。（鳥居　2013［1953］：3）

> 私は尋常一，二年級の間に，二度落第した。一度は深尾先生の時で，一度は円藤先生の時であった。私はどうしたものか，だんだん進むにつけ，一層学問がいやになり，家庭で勉強するのが好きになり，円藤先生は，とても見込がないからと遂に退学させた。学務課から父の許に，何故学校を休業しているやと，たびたびの催促であったけれども，最後まで学校に行かなかったのである。（中略）それから独修することに決した。そしてその勉強法は，高等小学から中学校に至る順序で一年一年その道に進む方針を自ら定めたのである。私が尋常小学一年に入学したのは明治九年（七歳）で，もしも高等小学をいま仮りに卒業したとすれば，明治十六年（十四歳）となるのである。私は以上の時期を，家にあって，自らその補修に怠らなかった。（鳥居　2013［1953］：38－39）

> 私は学校としては正式に修業せず，小学二年の中途で退学されたものである。私は小学校退学後，自ら単独に小学校から中学校の科程を家庭で学び，新著を読みどうやら一人前になった（鳥居　2013［1953］：467）

以上のように，教員の個人名まで出すほどの詳細な形で退学についての記述が見られるが，先の履歴書と比較すれば，履修段階の差があることは一目瞭然である。しかし，履歴書の存在がこれまで知

られていなかったこともあり，本人が記した『手記』が信頼されてきたのは当然である[8]。

一方で，これ以前に鳥居が執筆した自伝的なエッセイにも目を向けたい。一つは，「私の幼年と当時のその世相」（鳥居　1976［1929］）である。これは，『手記』の「私の幼少時代と阿波の徳島」と酷似していることから，下敷きとなった文章とみてよい。しかし，学校嫌いであったことは記しているものの，落第や退学については全く見られない。元来，このことについて，さほど強く意識していたわけではなかったのだろうか。

ところが，次に見る「我が生活と旅」（鳥居　1939）では，そうではない。「私個人の経歴を一寸申し述べたい」（鳥居　1939：141）とあり，『手記』に類似した内容を含む文章として注目されるが，ここには明確に落第と退学の記述が現れている。関係箇所を抽出してみよう。

> 私は，学校教育といふものは，専門学校教育も受けてゐない。それどころか，小学校も卒業してはゐない。（鳥居　1939：141）

> 私は，小学校で落第を二年置き位に二度やつたが，私はその際，先生の講義は何んとなくいやで，興味がなくいつも自分の好きな本ばかり読んで居た。（中略）私は学校の事は面白くなく，殆ど役に立たぬやうな気がしたので，学校をつひに止してしまつたところ，学務委員の督促が来て，息子をなぜ学校に入れぬかなどと申してをつた，しかし両親は，私の意見を容れて，つひに小学校を止させたのであつた。（鳥居　1939：142）

基本的な流れは『手記』と同じだが，1，2 年生の間に 2 度落第したとはせず，「二年置き位に二度」とある点，教員が退学させたとはせず，両親がやめさせたとしている点，しかも，2 年生の中途での退学とは書いていない点があるように，食い違いを見せている。「二年置き位」を踏まえると，明らかに 2 年生の中途ではないと理解でき，「我が生活と旅」のほうが，履歴書との整合性は高いようである。

それにしても，小学校における落第と退学については，その時期を中心に，曖昧模糊としており，履歴書も回顧文も確かなことを示してはいない。そこで，当館が所蔵する卒業証書によって，公的な意味での小学校在学歴をとらえてみることにしたい。

3　卒業証書に見る小学校在学歴

当館所蔵に係る鳥居の小学校卒業証書を紹介しよう。「卒業証書」といっても，今日のような全教育課程を終えた証明書を意味するのではなく，半年単位の級や上等・下等などの課程の修了証書である。したがって，これがあるからといって，小学校を卒業したということにはならず，どの段階のものが残っているかが問題である。そこで，館蔵卒業証書をまとめて表 1 に示した。現在，11通を確認することができ，①がもっとも古く，⑪が最後となる（図 2・3）。これに従えば，現在の小学 5 年生の段階までを終えたという扱いになっているのは確実である。それ以後のものがあったか否かは判断できないが，これまでに見てきたように，小学校の全課程を終えたわけではない可能性は高いだけに，この段階で中途退学したと推測される。

ところで，当時の小学校の進級は半年を単位としたことに留意して表 1 を見ると，いくつかの問題に気づく。まず，鳥居（2013［1953］:32）にあるように，1876年（明治 9）の小学校入学であるなら，①までに時間がかかりすぎている。鳥居（2013［1953］：38－39））にいう低学年での落第に該当する可能性があろうし，入学自体が 1877年（明治10）であった可能性も残る。

次に，③と④の間で 5・4 級の証書が欠落していることの意味である。これを紛失とみると約 1 年で 3 級分進んでいたことになる。各級を短縮する措置があったのかもしれないが，それにしては進みすぎであろう。一方，いったん退学し，復学に伴って 3 級編入となったと考えることも可能である。

そうなると，5･4 級の証書はそもそも存在せず，同時に「通説」は部分的に妥当性をもつことにもなる。

さらに，④と⑤の間が 1 年あるのは，落第であったとみられる。これとは異なるものの，落第とみなせるのが，⑤⑥で現在の小学 4 年を終えながらも，同レベルの⑦⑧がある点である。表 2 に示したように，鳥居の在籍中の小学校の課程は 8 年制という意味では一貫しているが，1881年（明治14）を境として，尋常小学上等・下等各 4 年の段階と，初等・中等各 3 年，高等 2 年の段階に区分される。こうした流動性の影響もあるだろうが，年次的な位置づけからすれば，重複があったことは確かである。

以上のように，卒業証書という公的な資料から分かる鳥居の小学校在学歴は，いささか繁雑である。その中に，落第や退学という経緯が垣間見られることは重要であろう。

表１　小学校卒業証書一覧

№.	年		月　日	校　　名	課　程　等	現在の制度における学年	記載年齢	実年齢（1870. 4. 4生）	備　　考
①	1877	明治10	9. 15	寺町小学	下等小学第 8 級	小学 1 年	7 年 3 か月	7 歳 5 か月	徳島市新町小学校「沿革」では，1878年 5 月，観善小学校（1876年 4 月30日創立）から寺町小学校に改称とされる。
②	1878	明治11	3. 18	寺町小学	下等小学第 7 級	小学 1 年	8 年	7 歳 11 か月	
③	1878	明治11	9. 26	寺町小学	下等小学第 6 級	小学 2 年	8 年 6 か月	8 歳 5 か月	
④	1879	明治12	11. 7	寺町小学校	尋常小学下等第 3 級	小学 3 年	9 年 8 か月	9 歳 7 か月	徳島市新町小学校「沿革」では，1879年 9 月，寺町小学校から新町小学校に改称とされる。
⑤	1880	明治13	11. 6	公立新町小学校	尋常小学下等第 2 級	小学 4 年	11 年 6 か月	10 歳 7 か月	
⑥	1881	明治14	5. 5	公立新町小学校	尋常小学下等第 1 級	小学 4 年	12 年	11 歳 1 か月	
⑦	1881	明治14	11. 16	公立新町小学校	尋常小学下等科		12 年 6 か月	11 歳 7 か月	
⑧	1881	明治14	11. 17	公立新町小学校	尋常小学上等科 6 級	小学 4 年	12 年 6 か月	11 歳 7 か月	上等科 6 級は中等科 6 級と同じとみてよい。課程制の過渡期のためか。表 2 参照。
⑨	1882	明治15	5. 19	公立新町小学校	小学中等科第 5 級	小学 4 年	12 年 1 か月	12 歳 1 か月	
⑩	1882	明治15	11. 12	公立新町小学校	小学中等科第 4 級	小学 5 年	12 年 7 か月	12 歳 7 か月	
⑪	1883	明治16	5. 16	公立新町小学校	小学中等科第 3 級	小学 5 年	12 年 3 か月	13 歳 1 か月	

注）徳島市新町小学校「沿革」は、同校ホームページ（徳島市新町小学校　online : ?page_id=16）による。

図２　下等小学校８級卒業証書（表１①）

図３　中等科３級卒業証書（表１⑪）

4　小学校中途退学の意味

ここまで述べてきたことから明らかなとおり，鳥居が在籍していた時代の小学校は，履歴書や『手記』に記されたような，尋常・高等 2 課程制の時期ではない。表 2 に示したように，尋常・高等制は1886年（明治19）の小学校令により定められたもので，尋常科は義務制だった。したがって，小学校退学の時期のみならず，制度自体についても，履歴書や回顧文には錯誤があるといえる。

表 2　小学校制度の推移と卒業証書の関係

年		月	法令等	課程制等の概略	表 1 卒業証書番号
1872	明治 5	8	学制	8 年制 尋常小学上等・下等　各 4 年 8 級	
		9	小学教則		
1877	明治 10	9			①
1878	明治 11	3			②
		9	小学教則廃止		③
1879	明治 12	9	教育令	8 年制 最低 16 か月，みなし就学あり	
		11			④
1880	明治 13	11			⑤
		12	改正教育令	最低 3 年	
1881	明治 14	5	小学校教則綱領	8 年制 初等 3 年 6 級，中等 3 年 6 級，高等 2 年 4 級	⑥
		10	小学校規則（徳島県）	上記課程制を適用	
		11			⑦⑧
1882	明治 15	5			⑨
		11			⑩
1883	明治 16	5			⑪
1886	明治 19	4	小学校令	尋常 4 年（義務制），高等 4 年	

注）『学制百年史』第 1 章第 2 節 1 ～ 3（文部科学省　online : 1317586.htm, 1317588.htm, 1317589.htm）及び徳島県教育委員会編（1955）による。

もっとも，鳥居が経験した上等・下等制は尋常・高等制と年限的には一致しており，各課程 4 年計 8 年であることから，鳥居のいう尋常を下等に，高等を上等に，それぞれ置換すれば違和感はない。初等・中等・高等制段階があったことは忘却されていたものと思われるが，この 3 課程制の時期の鳥居は，いったん上等科 6 級に進んでおり，また，制度改編期には学校当局においても混乱があったのではないかと思われる点があることから（表 1 ⑧参照），2 課程制が継続していたと記憶していたとしても不自然ではない。

以上のように考えたとき，履歴書にいう「尋常小学ハ徳島市寺町小学校ニテ学修シ」たというのは，表 1 ⑦に見える下等科卒業を意味すると解釈して問題なく，鳥居自身，後の小学校令に規定された義務教育相当を終えていたという認識を抱いていたのであろう。また，同じく「高等小学ハ中途ニテ退学」したという件については，どの学年でのことなのか定かではない。当館に残る卒業証書は表 1 ⑪に見える中等科第 3 級が最後で，これは尋常・高等 2 課程制における高等科 1 年後半に相当していることから，この段階での退学のことを意味している可能性が高い。

以上，履歴書，回顧文，卒業証書を照合して，鳥居の小学校在学歴を検討した。結論的には，鳥居自身の履歴書と卒業証書が概ね対応しており，小学校中途退学は間違いないが，『手記』をもとにいわれてきた小学 2 年中途での退学という説は事実とは異なるのである。先に卒業証書をもとに述べたとおり，この時期に退学したのかもしれないが，そうであったとしても再び学籍を得ているとみられ

ることは無視できない。また，1886年以降にいう義務教育相当の課程を終えていることにも留意すべきで，一応制度的な区切りを経ていたということができよう。

ただし,『手記』その他における回顧文で鳥居が必ず述べているように,学校嫌いであったことから,制度的には学年が進行した体裁になってはいるものの，実態としてはほとんど通学実績がなかったのかもしれない。ケースバイケースで鳥居自身が制度的な側面と実態的な側面を切り替えて記していたとも考えられるが，実際のところは不明である。

おわりに

本稿では，新出の鳥居自筆の履歴書を紹介するとともに，その資料的な性格を検討した。また，履歴書における小学校在学歴の記載に注目し，従来からいわれている鳥居の小学校中途退学の内実について，『手記』などの回顧文，当館所蔵卒業証書，小学校制度の変遷を踏まえながら検討した。後の小学校尋常科に相当する下等科を終えており，小学校教育における一定の区切りをつけていたこと，小学校を退学してはいるが，少なくとも公式には2年中途での退学ではなかったことを確認した。これに関連しての鳥居の錯誤の意味は不分明である。

なお，当館が所蔵する鳥居の履歴書は，本稿で取り上げたものが唯一ではない。なかでも，東京帝国大学等の辞令内容を中心として1922年（大正11）2月にまとめられたと思われる資料は興味深いもので，小学校在学歴にも触れられていることから，本稿での検討と深く関連する。しかし，筆跡からは第三者（東京帝国大学職員か）によるものとみられ，鳥居はわずかな追記をしただけであること，誕生日や族称に誤りがあることから，自筆履歴書と同列に扱うには留保が必要であると判断し，本稿では言及しなかった。別途紹介の機会をもつこととしたい。

注

(1) 鳥居博士顕彰会編（1965），中薗（1995），天羽（2004）など。

(2) 徳島県立鳥居龍蔵記念博物館編（2011：30）に同内容の年譜を若干訂正して掲載しており,「1883（明治16）　公立新町小学校の小学中等科第三級卒業の証書を授与される」としている。

(3) 徳島県立鳥居龍蔵記念博物館編（2016：4）を参照。

(4) 徳島新聞2016年1月21日付けに掲載された「鳥居龍蔵　自伝に「小学校退学」／卒業証書見つかる／関連文献修正へ」という見出しの記事（尾上益大署名）が該当する。当館への取材により関連資料が紹介されているが，小学校の前半の課程を修了していることをもって，中退が事実でないかのような文脈となっているため，誤解を招くものであった。新聞記事としての制約ゆえ，仕方ない面はあったが，ここではその不足を補いたいと考える。

(5) 現時点で確認できている当館所蔵の東京帝国大学に関する辞令は，次のとおりである。

① 理科大学助手任命（1898年）
② 9級俸給与（1898年）
③ 8級俸給与（1903年）
④ 休職（1905年）
⑤ 手当金給付（1905年）
⑥ 清国出張嘱託（1905年）
⑦ 理科大学講師解嘱（1905年）
⑧ 復職及び8級俸給与（1905年）
⑨ 理科大学講師嘱託（1906年）
⑩ 蒙古取調嘱託（1906年）
⑪ 手当金給付（1908年）
⑫ 手当金給付（1909年）
⑬ 清国取調嘱託（1910年）
⑭ 依願免官（1924年）

⑭のみ内閣総理大臣からの発令で，他は東京帝国大学によるものである。また，辞令に類するものとして，東京帝国大学書記官による賞賜金通知（1924年）がある。このほか，現存が確認できないが，鳥居博士顕彰会編（1965：23）には，講師嘱託辞令（1905年）が1通掲載されている。

また，国立公文書館所蔵資料とは，叙勲関係の文書「鳥居龍蔵叙勲の件」（請求番号　平1総00375100）である。

(6)「帝国大学令」（文部科学省　online：1318050.htm）による。

(7) 後掲の表1①④に示しているとおり，鳥居に関する卒業証書に見られる校名と徳島市新町小学校

が公表している沿革とは対応しない場合がある。

(8)『手記』の記述が正確ではないことは，しばしば指摘されている。その点に特化して検討し，年譜を再構成した研究として，石尾（2011）がある。

参考文献

〈単行本・雑誌論文〉

天羽利夫　2004 「鳥居龍蔵の生涯」『史窓』34

石尾和仁　2011 「鳥居龍蔵『ある老学徒の手記』の誤記と年譜」『史窓』41

徳島県教育委員会編　1955 『徳島県教育八十年史』徳島県教育委員会

徳島県立鳥居龍蔵記念博物館編　2011 『徳島県立鳥居龍蔵記念博物館展示解説』徳島県立鳥居龍蔵記念博物館

徳島県立鳥居龍蔵記念博物館編　2016 『徳島県立鳥居龍蔵記念博物館開館 5 周年記念企画展　鳥居龍蔵 ― 世界に広がる知の遺産 ―』徳島県立鳥居龍蔵記念博物館

鳥居博士顕彰会編　1965 『図説　鳥居龍蔵伝』鳥居博士顕彰会

鳥居龍蔵　1976［1929］「私の幼年と当時のその世相」『鳥居龍蔵全集』12
（原題：「私の幼時と当時の其世相」）

鳥居龍蔵　1939 「我が生活と旅」『科学ペン』4 － 4

鳥居龍蔵　2013［1953］『ある老学徒の手記』岩波書店

中薗英助　1995 『鳥居龍蔵伝』岩波書店

〈オンライン文献〉　※すべて 2017年 1 月31日現在

徳島市新町小学校－沿革
http://e-school.e-tokushima.or.jp/tokushima/es/shinmachi/html/htdocs/?page_id=16

文部科学省－学制百年史　第 1 章第 2 節 1
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317586.htm

文部科学省－学制百年史　第 1 章第 2 節 2
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317588.htm

文部科学省－学制百年史　第 1 章第 2 節 3
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317589.htm

文部科学省－学制百年史　資料編　帝国大学令
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318050.htm

付　　記

本稿で取り上げた館蔵資料の存在が明らかになったのは，当館職員が協力して進めている資料整理業務の成果である。ただし，本稿での検討は筆者の責任において行ったものであり，当館としての見解を示すものではない。

また，天羽利夫氏には，貴重な資料をお貸しいただいたほか，文献の情報をいただいた。さらに，下田順一氏には，徳島市新町小学校所蔵資料を調査していただいた。記してお礼申し上げます。